

(趣旨)

第1条 この訓令は、御前崎市建設工事執行規則（平成16年御前崎市規則第86号。以下「規則」という。）に基づき、工事の厳正かつ的確な検査を執行するために必要な事項を定めるものとする。

(検査の体制)

第2条 検査を行う職員は、規則第42条に定める検査監又は市長が命ずる職員（以下「検査員」という。）が行うものとし、その体制は別に定めるところによるものとする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成の確認を行う検査
- (2) 一部完成検査 工事の一部が完成し、引渡しを受ける既済部分の完成の確認を行う検査
- (3) 出来形検査 工事の完成前に部分払をしようとするとき、又は契約解除による引渡しを受けるときに出来形の確認を行う検査
- (4) 中間検査 工事の施工中に施工状況等の確認を行う検査
- (5) 受託検査 委託を受けて行う検査で、この規程に準じて行う検査

(兼務の禁止)

第4条 検査員は、同一工事において次の各号のいずれかに該当する検査を行う場合を除き、規則第21条に定める監督員（以下「監督員」という。）を兼ねることはできない。

- (1) 検査の時期における災害その他異常な事態の発生により、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 検査を行うために特別な技術を必要とし、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (3) 維持修繕に関する工事で、施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(技術検査)

第5条 検査員は、完成検査、一部完成検査及び中間検査時に技術検査を行うものとする。

(検査依頼)

第6条 工事担当課長は、検査対象工事の場合で次の各号のいずれかに該当するときは、工事検査依頼書（様式第1号）を、検査担当課長に提出するものとする。

- (1) 完成届出書を受理したとき。
- (2) 出来形確認請求書を受理したとき。
- (3) 契約解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき。
- (4) 中間検査を行うとき。

(検査の時期)

第7条 検査の時期は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査及び一部完成検査 完成届出書を受理した日から14日以内
- (2) 出来形検査 出来形確認請求書を受理した日又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内
- (3) 中間検査 その都度速やかに

(検査の立会い)

第8条 検査は、監督員並びに受注者又は現場代理人及び主任技術者等の立会いのもとに行うものとする。

(検査の実施)

第9条 検査員は、契約書、設計図書その他関係書類に基づき、原則として、実地により検査をしなければならない。

- 2 検査員は、外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真、工事記録簿等により、当該部分の検査を行うことができるものとする。
- 3 検査員は、検査（出来形検査及び中間検査を除く。）の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

(検査の技術基準)

第10条 この訓令に基づく検査業務を行うに当たって必要な技術基準は、静岡県建設工事検査技術基準及び建築・設備工事検査技術基準を準用するものとする。

(検査の中止)

第11条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止することができるものとする。

- (1) 受注者、現場代理人、主任技術者等が検査の妨害をした場合
- (2) 設計図書との著しい相違や重大な欠陥を発見した場合
- (3) 災害その他異常な事態の発生によって、検査を実施することが困難な場合

(検査の復命)

第12条 検査員は、検査を完了したときは、検査復命書（様式第2号）を作成し、市長に通知するものとする。

（修補指示）

第13条 市長は、検査の結果、不合格の検査復命書を受領したときは、修補指示書（様式第3号）により、受注者に修補を指示するものとする。

（再検査）

第14条 検査員は、修補完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補の内容が軽微な場合には、工事記録、工事写真等によりその内容を確認することをもって実地による検査に代えることができるものとする。

2 第6条から第13条までの規定は、前項の検査に準用するものとする。この場合において、「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

（工事成績の評定）

第15条 検査員は、検査が終了したときは、静岡県建設工事成績評定要領を準用し、成績評定をするものとする。

（検査結果の通知）

第16条 市長は、検査復命書を受領したときは、検査の結果を検査結果通知書（様式第4号）により受注者に通知するものとする。

（検査結果の通知時期）

第17条 検査結果の通知時期は、次のとおりとする。

- （1） 完成検査及び一部完成検査 完成届出書又は修補完了届出書を受領した日から14日以内
- （2） 出来形検査 出来形確認請求書を受領した日又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内
- （3） 中間検査 その都度速やかに

（検査に関する資料の整備）

第18条 検査員は、検査業務を円滑に行うため、検査台帳等の整備をしなければならない。

附 則

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和4年5月20日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)
 様式第1号 (第6条関係)

年 月 日			
<<検査担当課>>長 ○○ ○○ 様		<<工事担当課>>長 ○○ ○○	
工 事 検 査 依 頼 書			
次のとおり工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査を依頼します。			
契 約 番 号	第 号		
建 設 工 事 名			
建 設 工 事 箇 所	地区	地内	
検 査 の 種 類	完成・一部完成・出来形(第 回)・中間(第 回)		
請 負 代 金 額	円		
受 注 者	主任技術者		現場代理人
	職		氏 名
担 当 監 督 員	職		氏 名
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
完 成 ・ 一 部 完 成 年 月 日	年 月 日		
完 成 届 出 書 受 理 出来形確認請求書受理 契約解除通知・受理 年 月 日	年 月 日		
出 来 形	%		
検 査 予 定 日 時	年 月 日 時 分		
検 査 内 容			
備 考			

※1:出来形検査の場合は、出来形調書を添付する。
 ※2:一部完成検査の場合は、その内容を備考欄に記載する。

様式第3号 (第13条関係)
様式第3号 (第13条関係)

年 月 日

(受注者) 様

御前崎市長

印

修 補 指 示 書

次のとおり、修補を指示する。

契 約 番 号	第 号 号
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
修 補 期 限	年 月 日まで
修 補 指 示 事 項	

受注者 様

御前崎市長

検査結果通知書

検査の結果について、次のとおり通知します。

年度 契約番号 検査番号

件名			
場所			
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
担当所属			
請負代金額		契約日	年 月 日
完成日	年 月 日	完成届受理日	年 月 日
検査担当所属			
検査区分		出来高率	%
検査目	年 月 日		
検査員			
発注者立会人			
受注者立会人			
検査結果			
検査所見	工事成績評定点 点		